記

①　第４項の譲渡日における更生会社の現預金

②　第４項の譲渡日以前の原因に基づいて発生した売掛金等の営業性の流動資産

③　第４項の譲渡日をまたぐ年度の前年度までの未収年会費請求権

④　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑵　承継する債務

譲渡事業（芸南ＣＣ）に属する債務は一切引き継がない。

⑶　承継する契約その他の権利義務に関する事項

別途当事者間で除外することを合意したものを除き、第４項の譲渡日現在において存続する譲渡事業(芸南ＣＣ）を継続するのに必要な不動産賃貸借契約その他の一切の契約

４　譲渡日（省略）

第３節　ヴィラ讃岐（新設分割）

１　会社分割及び株式譲渡の概要

更生会社は、第２項以下の条件に従い、新設分割の方法により、更生会社から「ヴィラ讃岐」に関する事業（以下「分割事業（ヴィラ讃岐)」という）を、新設分割により設立されることが予定されている新設分割設立会社である株式会社三木さぬき倶楽部（以下「三木さぬき倶楽部」という）に承継させたうえ、更生会社に割り当てられた三木さぬき倶楽部の株式全てを更生会社から喜代美山荘に譲渡する。ただし、管財人は、第６項の会社分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本節に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。

２　新設分割設立会社の商号、本店所在地、目的及び発行可能株式総数等（省略）

３　新設分割設立会社の設立時取締役及び監査役の氏名（省略）

４　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

⑴　承継する資産

別表10―１―３「担保権の目的物一覧表（ヴィラ讃岐)」記載の不動産その他分割事業（ヴィラ讃岐）に属する資産のうち、下記①及び②の非承継資産を除く一切の資産

記

①　第６項の会社分割期日における更生会社の現預金

②　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑵　承継する債務

①　更生手続開始決定後の買掛金・未払金等の営業性の流動負債で第６項の会社分割期日現在未払いのもの

②　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑶　承継する契約その他の権利義務に関する事項

別途当事者間で除外することを合意したものを除き、第６項の会社分割期日現在において存続する分割事業（ヴィラ讃岐）を継続するのに必要な一切の契約

５　新設分割に際し交付される新設分割設立会社の株式の数並びに新設分割設立会社の資本及び準備金に関する事項(省略)

６　会社分割期日（新設分割設立会社成立日)(省略)

第４節　ヴィラ塩江（新設分割）

１　会社分割及び株式譲渡の概要

更生会社は、第２項以下の条件に従い、新設分割の方法により、更生会社から「ヴィラ塩江」に関する事業（以下「分割事業（ヴィラ塩江)」という）を、新設分割により設立されることが予定されている新設分割設立会社であるハイパーリゾートに承継させたうえ、更生会社に割り当てられたハイパーリゾートの株式全てを更生会社からハイパーアシストに譲渡する。ただし、管財人は、第６項の会社分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本節に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。

２　新設分割設立会社の商号、本店所在地、目的及び発行可能株式総数等（省略）

３　新設分割設立会社の設立時取締役の氏名（省略）

４　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

⑴　承継する資産

別表10―１―４「担保権の目的物一覧表（ヴィラ塩江)」記載の不動産その他分割事業（ヴィラ塩江）に属する資産のうち、下記①及び②の非承継資産を除く一切の資産、並びに下記⑵①により承継する債務と同額の現金

記

①　第６項の会社分割期日における更生会社の現預金（ただし、管理費口座及び修繕積立金口座に属する預金を除く。）

②　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑵　承継する債務

①　別表６―４「一般更生債権弁済計画表（ヴィラ塩江施設利用保証金)」の施設利用保証金債権のうち、第３章第３節第５款第２項⑵による条件・期限の利益の放棄の対象外であり、施設利用保証金債権としての性質を維持している控除後施設利用保証金債権額の50％部分

②　更生手続開始決定後の買掛金・未払金等の営業性の流動負債で第６項の会社分割期日現在未払いのもの

③　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑶　承継する契約その他の権利義務に関する事項

別途当事者間で除外することを合意したものを除き、第６項の会社分割期日現在において存続する分割事業（ヴィラ塩江）を継続するのに必要なオーナーズとの間の「借地権付区分建物売買契約書」、「管理規約・管理委託契約書」、「施設相互利用契約書」、「利用規定」その他の契約一切

５　新設分割に際し交付される新設分割設立会社の株式の数並びに新設分割設立会社の資本及び準備金に関する事項(省略)

６　会社分割期日（新設分割設立会社成立日)(省略)

第５節　ヴィラ北軽井沢（事業譲渡）

１　事業譲渡の概要

更生会社は、第２項以下の条件に従い、事業譲渡の方法により、更生会社が営む「ヴィラ北軽井沢」に関する事業（以下「譲渡事業（ヴィラ北軽井沢)」という）をＭＢＫオペレーターズに譲渡する。

２　事業譲渡先（省略）

３　譲渡の目的物

⑴　承継する資産

別表10―２「担保権の目的物一覧表（個別売却対象不動産)」記載の不動産のうち物件番号５枝番号１乃至15並びに物件番号６枝番号１及び２記載の不動産その他譲渡事業(ヴィラ北軽井沢）に属する資産のうち、下記①から③までの非承継資産を除く一切の資産

記

①　第４項の譲渡日における更生会社の現預金

②　第４項の譲渡日以前の原因に基づいて発生した売掛金等の営業性の流動資産

③　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑵　承継する債務

譲渡事業（ヴィラ北軽井沢）に属する債務は一切引き継がない。

⑶　承継する契約その他の権利義務に関する事項

別途当事者間で除外することを合意したものを除き、第４項の譲渡日現在において存続する譲渡事業（ヴィラ北軽井沢）を継続するのに必要な不動産賃貸借契約その他の一切の契約

４　譲渡日（省略）

第10章　更生会社の措置

第１節　株主の権利の変更

１　更生会社による株式の取得

更生会社は、更生計画認可決定日をもって、更生会社の発行済株式全て（３万2000株）を無償で取得する。

２　発行済株式の消却

更生会社は、上記第１項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全てを消却する。